

令和7年度事業計画

はじめに

新型コロナウィルス感染症が5類へ移行して2年弱が経過し、経済活動は正常化が進んでいます。その一方で、急速な少子高齢化や人口減少の進行などは歯止めがかかるず、地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、地震や地球温暖化により激甚化する自然災害が全国的に多発し、被災者支援が重要となっています。

これらの様々な課題を解決するためには、これまで以上に行政やNPO団体、企業、大学等の連携が不可欠となっています。

当基金としては、大分県からの委託や補助も受け、地域課題の解決を目指す県下約600のNPO団体の応援団として、県民の寄付文化を醸成するとともに、行政、企業、NPO団体との連携を図ることにより、NPO団体の公益活动を県民全体で強化し、支える地域社会の創造を目指していきます。

1 県民全体で公益活動を支える意識の醸成

(1) 寄付を募る

- ①賛助会員（企業、団体、個人）への継続依頼
- ②新規賛助会員獲得のため、企業、団体への訪問
- ③賛助会員として永年貢献いただいた企業、団体への感謝状贈呈
- ④寄付付き商品の募集
- ⑤冠助成事業のPR
- ⑥スーパー・マーケット等の店舗への募金箱設置依頼
- ⑦一般寄付のPR（ホームページからの「ワンクリック寄付」等）
- ⑧香典返しの寄付のPR
- ⑨遺贈寄付のPR

(2) 広報活動

- ①ホームページやFacebookを通して、当基金の活動や役割を発信し、企業や県民への周知と理解を図る。
- ②様々なイベントに参加し、「NPO応援団」めじろん基金をPRする。

2 資金的活動基盤強化事業

(1) OA機器助成事業

大分県内で地域貢献活動に取り組むNPO団体に対し、活動に必要なOA機器を寄贈する。寄贈するOA機器は、ノートパソコン、プリンター、プロジェ

クターで、合計15台（団体）程度を予定している。

(2) NPO寄付金集め支援事業

NPO団体が寄付金集めのノウハウを身につけることにより、財政基盤が強化され、地域課題解決のための継続的な活動が図れるよう支援する。

寄付金集めの期間中に集めた寄付金額と同額を助成する。

3団体程度を募集。1団体あたりの助成上限額は10万円（複数の団体が協働して事業を行うために寄付を集める場合は15万円）。

(3) ふるさと創生NPO連携促進事業

NPO団体が他の主体（NPO団体や企業等）と連携して地域課題の解決に取り組む事業に対して支援する。これにより、NPOの育成や他の主体との連携を促進する。また実施団体に対し、県内の中間支援機能を持つNPOとの連携による支援を行い、NPO支援体制の強化を図る。

3グループ程度を募集。1グループあたりの補助上限額は100万円。

(4) 休眠預金活用事業

10年以上取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度による事業（2019年度から）。

JANPIA（一般財団法人 日本民間公益活動連携機構）が資金活用団体として事業を実施している。

当基金は九州各県とコンソーシアムを組み、休眠預金資金分配団体として、民間公益活動を行う団体（NPO団体等）に対して資金の助成や経営・人材支援等の非資金的支援を伴走型で実施していく。

また、単独の「包括的な支援プログラム」策定も検討していく。

(5) 冠助成事業

社会貢献活動（CSR）に関心の深い企業・団体や地域貢献活動に関心のある個人の方にスポンサーとなっていただき、その意向に沿った活動を行うNPO団体に対し資金面の支援を行うことで、県民福祉の向上を図ることを目的として行う。

(6) 第三者認証制度取得支援事業

NPO団体への直接寄付や助成金獲得につなげるため、NPO団体の信頼性向上と支援者保護を目的とした「グッドギビングマーク」等の第三者認証取得を支援する。

3 運営的活動基盤強化事業

(1) NPOセンター事業

①相談業務

NPO団体の運営・会計・労務・広報、運営アドバイザー派遣、助成

金の情報や「おんぽ」での情報発信等について相談を受ける。

②運営アドバイザーの派遣

NPO団体の会計・労務・税務・広報などの相談に専門家を派遣する

(同一案件で年度内3回まで相談無料)。

③各種講座の開催

NPO団体のステップに合わせた講座やNPO団体からニーズのある課題等を「テーマ」にセミナーを開催する。

④情報の提供・発信

メルマガ「週イチくん」を配信し、NPOに関する役に立つ新しい情報を届ける。またNPOから寄せられた情報等も配信していく。

企業向け広報誌で、NPOと企業との協働の好事例を発信する。

(2) NPO団体へのアンケート調査

大分大学と連携して、NPO団体の人材・資金・運営・協働等に関する課題やニーズ調査を行い、課題解決等の方法について検討し、各種事業に活かすことを目的として実施する。

(3) 企業等とNPOの協働推進セミナー開催

地域の課題が多岐にわたるなか、課題解決に向けて自発的な取組を行っているNPO団体と、企業、行政など多様な主体とが支えあう地域づくりを目指して協働が進むことを目的とし、セミナーを開催する。

(4) めじろんフォーラム開催

NPO・ボランティア団体と社会貢献活動に取り組む企業等とのパートナーシップの構築を促進し、地域課題の解決に向けた取り組みが進むことを目的とし、フォーラムを開催する。合わせて永年、当基金への寄付を続いている賛助会員の顕彰と助成金・OA機器の贈呈も行う。

4 関係機関等との連携

(1) 大分市（ライフパル）との連携

県内NPO団体の約半数が所在する大分市と、NPOへの支援に関し情報共有及び連携を図る。

5 経常的業務

(1) 役員会等

① 評議員会1回開催予定（6月）

・現評議員の任期（R6.7.16～R10の定期評議員会までの4年間）

② 理事会3回開催予定（5月、10月、3月）

・現理事の任期（R6.7.16～R8の定期評議員会までの2年間）

- ・現監事の任期（R6.7.16～R10 の定時評議員会までの 4 年間）

（2）公益インフォメーション

「事業報告等に係る提出書」、評議員及び理事等の変更に係る「変更届出書」及び「事業計画書等に係る提出書」等を、提出期限までに適切に大分県（県民活動支援室）に提出する。

（3）改正公益法人認定法への対応等

①改正公益法人認定法（R7.4.1 施行）

事業報告の記載事項に追加される「公益法人の運営体制の充実を図るための取組」として、ガバナンスの更なる充実と職員のコンプライアンス意識の醸成に努める。

財務規律の柔軟化・明確化（「収支相償原則」から「中期的収支均衡」へ。「公益充実資金」の新設等）を踏まえた、事業の在り方、資金配分・活用について調査研究を進める。

新公益法人会計基準を踏まえた、分かりやすい財務情報の開示に努める。

②新公益信託法（R8.4.1 施行予定）

受託者の範囲が、公益法人、NPO 法人等様々な団体・法人に拡大されることから、その対応について調査研究を進める。